

日行連発第1242号
令和4年12月1日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて（周知）

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、今般、総務省より別紙の文書にて戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて周知依頼がございました。提供がありました資料をお送りいたしますので、ご確認のうえ、貴会会員にも周知くださいますようお願いいたします。

以上、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

《別紙》

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについての周知について